

汚水浄化装置の承認試験等に関する事項

改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

汚水浄化装置の承認試験等に関する事項

改正理由

- (1) 2006 年 10 月に開催された IMO 第 55 回海洋環境保護委員会（MEPC55）において、決議 MEPC.159(55)が採択され、汚水浄化装置における排水基準及び性能試験に関するガイドラインが改正された。

今般、汚水浄化装置における排水基準及び性能試験等について、決議 MEPC.159(55)に基づき、関連規定を改めた。

- (2) 平成 20 年 3 月 19 日付 国土交通省発行の国海安第 153 号の 2 において、汚水貯留タンクの容量に関する算出式が改正されたため、同国海安に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 汚水浄化装置における排水基準及び性能試験等を、決議 MEPC.159(55)の要件に基づいて改めた。
- (2) 汚水貯留タンクの容量の規定を改めた。